

## 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（豊中市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
上新田 2 D	上新田 2 丁目地内	約 0.03 ha	追加	10
上新田 4 C	上新田 4 丁目地内	約 0.04 ha	追加	10
長興寺南 4 D	長興寺南 4 丁目地内	約 0.06 ha	追加	16
浜 1 C	浜 1 丁目地内	約 0.27 ha	追加	20
浜 1 A	浜 1 丁目地内	約 0.66 ha	区域変更	20
西泉丘 1 B	東泉丘 1 丁目地内	約 0.82 ha	区域変更	13
熊野町 2 A	熊野町 2 丁目地内	約 0.35 ha	区域変更	13
熊野町 2 C	熊野町 2 丁目地内	約 - ha	廃止	13
小曾根 5 A	小曾根 5 丁目地内	約 0.18 ha	区域変更	20
小曾根 5 D	小曾根 5 丁目地内	約 - ha	廃止	20
浜 3 A	浜 3 丁目地内	約 1.61 ha	区域変更	20
浜 3 E	浜 3 丁目地内	約 0.17 ha	追加	20
上野坂 2 D	上野坂 2 丁目地内	約 0.12 ha	区域変更	8
上野坂 2 E	上野坂 2 丁目地内	約 0.06 ha	追加	8

栗ヶ丘町B	栗ヶ丘町地内	約	- ha	廃止	12
小曾根2A	小曾根2丁目地内	約	- ha	廃止	20
小計		約	4.37 ha		
永楽荘3A他 179地区		約	33.10 ha	変更なし	
合計	192地区	約	37.47 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

防災や環境保全等の多様な機能を有する農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の追加をするとともに、生産緑地法第10条第2項の規定に基づく買取り申出手続きにより行為の制限が解除された生産緑地地区の変更及び廃止をするものである。